

八戸赤十字病院 患者向け無線Wi-fi利用規約

(利用目的)

第1条 本規約は、八戸赤十字病院病院（以下、「病院」という。）を利用される診察待ち時間中の外来患者、入院患者及び患者家族等（以下、「利用者」という。）の利便性の向上を目的に、病院が用意した患者向け無線Wi-fiによるインターネットアクセスサービス（以下、「患者向け無線Wi-fi」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(患者向け無線Wi-fiの利用)

第2条 利用者は、下記の条件のもと、患者向け無線Wi-fiを利用してインターネットに接続することができる。

- (1) 利用者は、本利用規約に同意しなければ、患者向け無線Wi-fiを利用してはならない。
- (2) 患者向け無線Wi-fiを利用した者は、この規約に同意したものとみなす。
- (3) 利用者は病院の外来患者、入院患者および患者の関係者に限定する。
- (4) 患者向け無線Wi-fiの利用料金は、無料とする。
- (5) 患者向け無線Wi-fiの接続時間は、24時間（1回あたり）を上限とする。
- (6) 接続に必要な情報（パスワード等）は定期的に変更または、予告なく変更する場合もある。
- (7) 病院は設定等、技術的な質問についての問い合わせを一切受け付けないこととする。
- (8) 利用者の増加により通信速度が低下することがある。
- (9) 患者向け無線Wi-fiについて、常に安定した接続環境を保障するものではない。

(利用者が用意するもの)

第3条 患者向け無線Wi-fiの利用を希望する者は、利用に当たって、次に掲げるものを準備しなければならない。なお、病院から機器等の貸し出しは一切行わないこととする。

- (1) スマートフォン、PC（パーソナルコンピュータ等）の接続端末
- (2) ブラウザ等の閲覧ソフト

(禁止事項)

第4条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者もしくは、病院の著作権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (2) 第三者もしくは、病院の財産又はプライバシー権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは病院に不利益又は損害を与える行為、又はそのおそれがある行為
- (4) 病院または他人を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがある行為又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (6) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれがある行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (8) S S I D又はパスワードを不正に使用する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (10) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (11) 大音量での音楽・動画再生、大量データのダウンロードにより通信回線に負担をかける等、他の利用者・来院者に対して迷惑になる行為
- (12) ファイル共有ソフト等を使用しての違法ダウンロード、違法アップロード行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれがある行為又は病院が不適切と判断する行為

(患者向け無線Wi-fiの中止)

第5条 病院は次の各号のいずれかに該当するとき、患者向け無線Wi-fiの運用を中止することができる。

- (1) 患者向け無線Wi-fiの保守作業又は関連工事を実施するとき
- (2) 患者向け無線Wi-fiの回線、機器等の障害等やむを得ない事由が生じたとき
- (3) 医療機器等との電波干渉が発覚したとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、患者向け無線Wi-fiの運用上、病院が必要と認めるとき

(免責事項)

- 第6条 病院は、患者向け無線Wi-fiの提供、遅滞、変更、中止、患者向け無線Wi-fiを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、既存データの破損又は漏洩その他患者向け無線Wi-fiに関連して発生した利用者の損害について、その責を一切負わないものとする。
- 2 病院は、患者向け無線Wi-fiのサービス内容及び利用者が患者向け無線Wi-fiを通じて取得するデータについて、その完全性、気密性、可用性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。
- 3 利用者がインターネットで利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担する。
- 4 患者向け無線Wi-fiへの接続に係る利用者の機器設定については、利用者が行うものとする。この場合において、病院は、接続する端末の機種、OSのバージョン、ソフト等により患者向け無線Wi-fiを利用できない場合についても、その責任を一切負わないこととする。
- 5 病院は、利用者が患者向け無線Wi-fiを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じたトラブル等について、その責を一切負わないこととする。
- 6 病院は、患者向け無線Wi-fiの適切かつ高度なセキュリティを保つため、利用者のアクセスログを記録し特定のWEBサイトへのアクセスを制限することができる。

(管轄)

第7条 患者向け無線Wi-fiの利用に関して、病院と利用者間で紛争が生じた場合については、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとする。

(利用可能施設及び利用時間)

第8条 利用施設及び利用時間は、別表1のとおりとする。

(患者向け無線Wi-fi問い合わせ先)

第9条 患者向け無線Wi-fi問い合わせ先は、別表2のとおりとする。

(利用規約の変更)

第10条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が患者向け無線Wi-fiを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、令和4年8月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

利用場所	利用時間
外来待合	午前6時から午後9時
救急外来待合	
各病棟	

別表2

保守業者	営業時間	連絡先
総合メディカル株式会社	平日午前9時から午後6時まで	0120-771556 または 022-716-5451